

## 会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)	令和2年度 第4回川西市介護保険運営協議会		
事務局(担当課)	福祉部 介護保険課		
開 催 日 時	令和2年12月1日(火)13:30~15:00		
開 催 場 所	川西市 消防本部・南消防署合同庁舎 3階 大会議室		
出 席 者	委 員	大塚 保信、橋本 潤、北村 俊雄、細見 幸己、岩井 健 大矢根 秀明、有田 洋子、吉川 泰光、高田 憲二 片岡 大雅、白石 美智子	
	そ の 他	計画策定支援業務委託事業者	
	事 務 局	福祉部 山元部長 山本副部長 介護保険課 福丸課長 松永課長補佐 實熊主事 中央地域包括支援センター 貞松所長 地域福祉課 上西課長	
傍聴の可否	可	傍 聴 者 数	1人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 協議事項 (1)報告事項 介護保険事業に係る本市の新型コロナウイルス 感染症対応について (2)協議事項 川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険 事業計画の策定について 3. その他 4. 閉会		
会 議 結 果	別紙審議経過のとおり		

## 審議経過

事務局	<p>ただいまから、令和2年度第4回川西市介護保険運営協議会を開会いたします。私は本日、司会を務めます福祉部介護保険課課長補佐の松永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、何かとご多忙のところ、先週に引き続きご参集を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>まず初めに新型コロナウイルス感染症対策としまして、お席に除菌シートを置かせていただいておりますので、ご自由にご利用ください。</p> <p>また、本日の会議録を作成するため、録音させていただきますので、ご了解ください。なお会議録の確認につきましては、会長に一任とさせていただきます。</p> <p>それでは、ここからは大塚会長に議事進行をお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>大塚です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは委員の出席について確認させていただきますが、委員は16名いらっしゃいますが、そのうち本日出席いただいておりますのは11名でございます。これは川西市の介護保険運営協議会規則第3条第4項の規定に基づきまして、本日の協議会は成立しておりますことを、まず皆様にご報告申し上げます。</p> <p>これから会議をはじめますが、どうか皆様方の活発な意見交換を期待しておりますので、なにぶんよろしくご報告申し上げます。</p> <p>なお今日は傍聴の方は、おみえでしょうか。</p>
事務局	<p>現在1名の方が傍聴にお越しいただいております。</p>
会長	<p>1名とのこと、分かりました。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入ります前に、事務局より資料の確認をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは本日の資料を確認いたします。</p> <p>まず「令和2年度第4回川西市介護保険運営協議会次第」でございます。次に資料1としまして、「介護保険事業に関する新型コロナウイルス感染症への対応について」、次に資料2「介護保険運営協議会でのご意見を踏まえた計画素案の修正について」、次に別紙1「近年の高齢者福祉及び介護保険制度の動向」、別紙2「前計画の成果と課題」、別紙3「第3章 計画の基本的な考え方」、別紙4「基本目標5 介護が必要になっても自立した生活を営む～介護サービスの充実と適正な運営の確保～」、別紙5「第6章 計画の推進に向けて」の合計8点お配りしております。</p> <p>また、本日お持ちいただくようお願いしておりました前回の素案につきまして、お持ちでない方は予備を用意しておりますので、お申しつけください。</p>
会長	<p>今、ご説明がございましたが、素案等はお持ちで、資料はお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。なければ、挙手いただければ持ってまいります。資料は揃っているようでありますね。</p> <p>それではただいまから、次第の2「協議事項等」に移ります。</p>

まず「(1)報告事項 介護保険事業に係る本市の新型コロナウイルス感染症対応について」、事務局からご説明を賜ります。よろしくお願ひします。

事務局

それではお手もとの資料1をご覧いただきたいと思ひます。

介護保険事業に関する新型コロナウイルス感染症への対応ということで、ご報告させていただきます。

本年の初めごろから、中国を中心に新型コロナウイルス感染症の拡大がございまして、3月から4月にかけては、我が国でも本格的な感染拡大の状況になりまして、国民生活や社会生活に極めて大きな影響を及ぼすような事態となつてまいりました。

そういった状況を受けまして、川西市におきまして、独自の感染症対策事業を実施いたしまして、介護保険サービスの継続的な提供や在宅の高齢者の健康維持などを支援する取り組みを行つてきたところでございまして。

本日はこれまで行つてまいりました取り組みにつきまして、その概要をご報告させていただきたいと思ひます。

まず1番目といたしまして、感染予防対策でございまして。

「①マスクや消毒液等の配布」ということで、市内の介護保険サービス事業所に対しまして、市で備蓄しておりましたマスクや消毒液の他、民間などから寄贈されましたマスクや消毒液、フェイスシールドなど、皆様からいただいた物品につきましても、できる限り迅速かつ公平に介護サービス事業所へ配布させていただいておりまして、現在は国のほうで購入されました使い捨てのビニール手袋につきまして、訪問系の事業所を中心に、配布させていただいておりますけれども、順次、通所系など他のサービス種別につきましても、第2弾、第3弾の配布があると聞き及んでおりますので、順次お届けできるものと考えております。

続きまして、「②新型コロナウイルス感染症対策応援訪問」ということで、こちらは本市の保健師や事業所を指導します担当職員が、事業所のご希望に応じて訪問いたしまして、感染症対策やサービス提供などに関するご相談に応じ、事業の継続に向けた助言等を行うものでございまして、4月24日から実施しており、5つの事業所を訪問させていただいております。こちらは現在も受け付け中でございまして。

続きまして、「③新型コロナウイルス感染症予防研修会」でございまして。医療法人協和会及び川西市医師会様のご協力をいただきまして、介護サービス事業所の皆様を対象としまして、市立川西病院の感染管理認定看護師による研修会をウェブ会議形式によって実施いたしました。5月と6月にそれぞれ開催いたしまして、多くの事業所の皆様にご参加いただきました。

また、今後も同じようなウェブ形式での研修を実施する方向で、現在、準備を進めているところでございまして。

2ページ目をご覧ください。続きまして2番、事業所の運営支援でございまして。

こちらでは「①通所介護事業者等運営継続応援交付金」ということで、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用者の利用自粛などによりまして、介護報酬が前年と比べて20%以上減収となるなど、一定の要件を満たす通所介護事業者などに対しまして、運営継続支援として、最大30万円を交付する事業でございまして。現在までのところ、11事業者の皆様へ交付させていただいております。

次に②としまして、「福祉サービス休業事業者等運営継続応援交付金」でございまして。こちらは利用者または従業者の方が新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより、事業所を一時的に休業、または運営規模の縮小等を行うなど、一定の要件を満たす事業者の皆様に対して、運営継続支援として、最大30万円を交付するものでございまして、現在のところ1事業者に交付いたしております。

次に「③濃厚接触者等サービス提供応援交付金」でございまして。こちらは新型コロナウイルス感染症で療

養中の市民や、濃厚接触者とされて健康観察期間中の市民に対して、おおむね週1回以上サービスを提供した訪問系サービス事業者に対して、対象者お一人につき1万円を交付しようとするものでございますけれども、こちらは現在のところ交付実績はございません。

4番目は福祉事業所向け感染症対策ウェブ相談です。介護サービス事業所の皆様が、市に対して感染症対策等気軽にご相談いただき、また迅速にお答えをお返しすることができるようにするために、兵庫県電子申請共同運営システムを利用した相談受付フォームを市ホームページ上に開設いたしまして、随時ご相談のほうをお受けしているところでございます。こちらは6月から現在も実施中でございます。

次に大きな3番目としまして、介護サービス従事者支援でございます。

1点目は、「介護職就職応援給付金」ということで、雇用維持や介護サービスの安定的な提供体制の確保を目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて失業された方が、新たに川西市内の介護サービス事業所に介護従事者として就職され、引き続き3カ月以上継続して勤務された場合に、10万円を給付しようとするものでございます。現在までのところ、お一人の方に交付させていただいているところです。

続きまして右側、3ページをご覧ください。「②寄付を活用した福祉施設従事者への応援」でございます。こちらはガバメントクラウドファンディングと申しまして、ウェブ上で皆様方から寄付金を募りまして、川西市と連携協定を締結している民間事業者にご協力いただき、市内の介護サービス事業所の従事者に対しまして、健康と体力維持に役立つようなドリンク等のギフトをお送りしようとするものでございます。5月から8月までの間、ウェブサイトにおきまして寄付を募らせていただきまして、現在、ギフトをお送りする準備を進めているところでございます。年内をめどに、対象者の皆様に事業所を通じてご案内をさせていただく予定といたしております。

次に大きな4点目、市民への啓発・支援でございます。

1点目は「フレイル予防に関する啓発」ということで、感染拡大によって外出を自粛されることによってフレイル状態になることを予防するために、ご自宅でできる運動などについて広報の臨時号の発行や、ケーブルテレビでのきんたくん健幸体操〈転倒予防・いきいき百歳体操編〉の動画放映、またご希望の方へ体操のDVDの無料配布などを行ってまいりました。

具体的には5月から8月までの間、ケーブルテレビで放映をいたしまして、6月には広報の臨時号ということで、全戸に配布させていただきました。

また今月も別の形でリーフレットを作成いたしまして、全戸に11月の広報と同時に配布させていただきました。

引き続き、市ホームページ上で体操動画を掲示いたしておりますし、またこの動画を収録したDVDにつきましても、引き続きご希望に応じて無料でお配りしているところでございます。

最後に2番目、「介護保険料の減免」でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が大きく減少された方につきまして、前年の所得金額等に基づきまして介護保険料の減免を実施いたしております。現在までのところ、40件の方の減免を実施しているところでございます。

以上、新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、川西市で独自に実施してまいりました事業につきまして、ご説明させていただきました。また引き続き、感染の状況を踏まえまして、適切に必要な支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。委員から何かご意見がございましたら承ります。マイクを持ってまいります。

す。いかがでございましょうか。何かご意見はございますか。

委員

当事業所におきましても、まさに今年はコロナについて対応に追われているところです。その中で、介護保険課の皆様から、こういった消毒液やマスク、ゴム手袋などを支給していただいて、本当に感謝しています。特に緊急事態宣言があった4月、5月あたりに課長補佐が事業所まで直接持ってきてくださり、あの時の介護保険課の対応は迅速で、そして確実にしていただいたことに対して、本当に感謝している次第でございます。

現在はマスク、もしくは消毒液はけっこう出回ってきているところではあるとは思いますが、ただ、最近陽性者が多く発生しているというところで、例えば、ある施設の利用者が感染者であるという場合に、そこを利用された方が私どもの事業所のサービスの利用者であった場合、その利用者が陽性者と確定されていなくてもPCR検査を受けて—受けてから2～4日ぐらい—結果が出るまでの利用あるいは提供をどうしようかというところを悩んでいるところです。

そういう時に、障がい者もしくは要介護者もそうですが、生活維持のために必要であるところはサービス提供をしますけれども、そのために必要なものとしてはマスク、消毒液、フェイスシールドまでは支給されておりますが、あとはエプロンです。エプロンを支給していただきましたら、非常にありがたいということになります。

それと2ページの下の方の3番、介護サービス従事者支援の就職応援給付金。これは実績が1件だけになっておりますが、申請自体も1件だけだったのでしょうか。

事務局

現時点では、お問い合わせは何件か頂戴しておりますが、申請をいただいているのは1件です。

委員

まさに介護の人材不足と言われている中で、これを機会というか、これを好機ととらえることによって、介護人材不足解消に向けてPRをお願いしたいと思います。

3番の右ですが、ドリンクのギフトを送っていただけるということで、非常に介護職員が不安、恐怖を持ちながらサービスを行っておりますので、こういったギフトが本当に安心できるものかと思っております。

ただ、この配る方というのは、原則、慰労金を支給された方ということになると思っておりますが、そういう方に対して、事業所を通じてお配りするということで、我々もそうですが、慰労金は退職者の人にも出ます。その方にどうしたらいいのかということもお聞きできればと思います。

事務局

ご指摘の通り、今回のギフトの対象者につきましては、緊急事態宣言が発出されていた時期にサービス提供にご尽力いただいた方にお送りするという観点から、慰労金の支給対象となっている方を対象とさせていただきます。

具体的には、事業所の方から現在対象となる人数のご報告をいただいておりますので、そのご報告いただいた人数分のギフトの申込書を、協力事業者から事業所へ送らせていただきます。

それを従業員の皆さんにお配りいただいて、申し込みは各従業員の皆様から、協力事業者へしていただくことで、直接お手もとにギフトが届くというような形の仕組みを現在考えております。

退職された方もいらっしゃるということで、その点については事業所の皆様に大変ご負担をおかけすることになりますが、なんらかの形でお手元に届くような形でご協力いただければ、大変ありがたいと考えているところでございます。

会長

ご理解いただけましたでしょうか。ありがとうございました。

他にご質問、ご意見等はございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、次に協議事項に入ります。

「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について」事務局からご説明をよろしくお願ひします。

事務局

では引き続きまして、協議事項「川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について」ご説明させていただきます。

お手もとに配付させていただいております、右肩に資料2と記載しておりますA4横向きの資料と、前回の会議でお配りいたしました素案の冊子を合わせてご覧いただければと思います。

資料2「介護保険運営協議会でのご意見等を踏まえた計画素案の修正について」ということで、先日の本協議会におきまして、多くのご意見を頂戴いたしました。そのご意見や、その他必要な修正を加えた箇所がございますので、順次ご説明してまいりたいと思います。

まず、素案の2ページをご覧いただきたいと思います。2ページは調整中ということで白紙になっていた部分でございます。この部分につきまして、素案を作成いたしましたので、そちらについてご説明させていただきます。

合わせて右肩に別紙1と記しておりますA3横の資料をご覧ください。この2ページが、調整中としていた部分に差し替わる形となります。では、その別紙1の内容をご説明してまいります。

「近年の高齢者福祉及び介護保険制度の動向」ということで、この第7期計画期間中、前回の計画改定から現在までの主な動向につきまして、簡単にまとめた部分になっております。

1点目といたしましては、左上ですけれども、「医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」ということで、令和元年5月に法律の改正が行われております。これは先日の協議会でもご質問を頂戴していた部分に関係してまいりますけれども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を、今回の第8期計画で実施しようとしておりますが、その根拠になる法改正でございます。

(1)の下から5行目を読ませていただきます。「具体的には広域連合—これは後期高齢者医療広域連合でございますけれども—が市町村に対して、高齢者の保健事業を介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保険事業と一体的に実施することについて委託し、市町村は、医療保険や介護保険のデータ分析を通じた地域の健康課題の整理・分析や、多様な課題を抱える高齢者に対するアウトリーチ支援などを実施することにより、フレイル状態にある高齢者を適切な医療や介護サービスに接続し、疾病予防や重症化予防を促進しようとするものです。」こういったことをするための法改正でございます。

続きまして、「(2)認知症施策推進大綱について」、こちらは令和元年6月に取りまとめられたものでございます。認知症になっても、希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進することを目的として、認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられたものでございます。

大きく「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」、「研究開発・産業促進・国際展開」という5つの施策を、認知症の人やご家族のご意見を踏まえながら推進していくとされているところでございます。

本市におきましても、こういった認知症施策推進大綱に基づきまして、チームオレンジの立ち上げといったことを、この第8期の計画の中で実施していこうと考えているところでございます。

続きまして、「(3)地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律について」ということで、こちらは昨年6月に改正された法律でございます。

この法律は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築支援、地域の特性に応じた認知症施策などを行うことを内容とするものでございます。

この法改正を受けまして、この第8期の計画におきましても、総合的・重層的支援体制の整備ということで、分野の縦割りを越えた相談体制の整備について検討していくとしているところでございます。

最後に4点目、ここは法改正とは異なりますが、先程ご説明いたしました新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う本市の対応ということで、簡潔にまとめて記載しております。

以上が調整中としておりました「近年の高齢者福祉及び介護保険制度の動向」についての素案の内容でございます。

続きまして、資料2にお戻りいただきたいと思えます。上から2つ目の項目です。5ページの次に挿入ということで、別紙2の通りと記載しております。前回の本協議会におきまして、第7期計画の成果に関する記載が乏しいのではないかとといったご指摘を頂戴したところでございます。ご意見を踏まえまして、別紙2「前計画の成果と課題」ということで、3ページほどでまとめたページを新たに挿入させていただきたいと考えております。5ページには計画の期間を記載しておりますが、次のページに「4」として挿入させていただきたいと考えております。

簡単に説明をさせていただきますと、第7期の介護保険事業計画では、6つの基本方針を掲げまして、数々の取り組みを進めてきたところでございます。基本方針1といたしましては、「介護予防と健幸づくりの推進」ということで、ここでは介護予防の推進として地域包括支援センターごとにグループ活動として、「きんたくん健幸体操<転倒予防・いきいき百歳体操編>」を行っていただいておりますけれども、この立ち上げ支援を、従来は中央地域包括支援センターで行っていたのですが、これを各圏域の地域包括支援センターが中心になって支援をしていくよう取り組み方法を改めまして、会場、グループ数や参加者数を増やすことができたと考えております。

また2つ目の項目として、「地域と連携した生活支援体制の整備」では、平成30年度から第2層の生活支援コーディネーターにつきまして、社会福祉協議会へ委託をすると共に、この第2層の区域を中学校区からおおむね小学校区に変更することで、より地域に密着した課題解決に向けた取り組みができるようになったと考えております。

続きまして、基本方針2「地域包括ケアシステムの深化・推進」の項目でございます。こちらの項目では「地域包括支援センターの機能強化」ということで、前々回の本協議会で報告させていただきましたけれども、地域包括支援センターの運営状況につきまして、統一的な評価指標に基づく自己評価を行いまして、その結果をこの介護保険運営協議会において、毎年報告させていただくことを始めました。これによって継続的な運営の改善を図っていきたいと考えております。

また2項目めとして、東谷地域包括支援センターにつきまして、コンビニエンスストア内に出張所を開設いたしまして、身近な地域でご相談をお受けする体制を整えたところでございます。

次のページをご覧ください。「地域ケア会議の充実と地域課題への対応」ということで、こちらも昨年の介護保険運営協議会でご協議いただいて、ご了承いただいた内容でございますけれども、生活支援体制整備部会につきまして、地域ケア推進会議としての位置づけを兼ねることによりまして、第2層協議体で把握された課題の他、地域包括支援センターを中心として把握された地域課題も合わせて、一体的に生活支援体制整備部会の中で協議・検討を行うことができる体制を整えたところでございます。

また2点目の「介護人材確保資質の向上」におきましては、「介護就職フェア」や「介護事業者のためのワークショップ」、「HOT！ジョブミーティング」など、介護人材の確保に向けた取り組みをハローワークなどと

協力しながら取り組みを進めてまいりました。

次に基本方針3「在宅医療・介護連携の推進」でございます。こちらでは「情報共有のための仕組みづくり」ということで、つながりノートにつきまして、自らが望む最期の迎え方ということで、アドバンス・ケア・プランニングについて記載できるよう、内容の改訂、見直しを行ったほか、入退院支援の標準的なルール化を行うために、入退院支援の手引きを猪名川町と共に作成いたしました。

続きまして、基本方針4「認知症施策の推進」でございます。こちらでは「認知症地域支援推進員の取り組み」ということで、7期の期間中に、全ての地域包括支援センターに認知症地域支援推進員の配置が完了いたしました。これに伴いまして、地域包括支援センターへの相談をきっかけとして、認知症の疑いがあるケースに対する円滑な支援ができるようになったと考えております。

次の「地域のみまもりネットワークの充実」におきましては、行方不明になった方の早期発見を期するため、対象者の情報をメールで配信する「川西行方不明者SOSネット」の運用を開始いたしました。

また、新規のみまもり登録者について、原則として地域ケア会議を開いていただき、支援方法を検討するという取り組みも進めているところでございます。

次に、右側の基本方針5「高齢者福祉の推進」でございます。こちらでは「緊急通報システム事業」ということで、ひとり暮らし高齢者等に対しまして、緊急時の連絡体制を確立するために実施している事業でございます。よりご利用いただきやすいように、今年度から利用者の負担額を月額421円から350円に減額するなどの運用を始めているところでございます。

また2点目の「救急医療情報キット配布事業」では、従来、65歳以上のひとり暮らし高齢者の方に配布いたしておりましたけれども、範囲を拡大して、希望される方に配布できるようにしたところでございます。

最後に、基本方針6「介護保険事業の充実と持続可能な運営の確保」では、施設整備といたしまして、特定施設入所者生活介護(定員50人)を1カ所、看護小規模多機能型居宅介護を1カ所、介護医療院(定員10人)を、第7期の期間中に整備したところでございます。

以上、「前計画の成果と課題」について3ページにわたってまとめたものを追加させていただこうと考えております。

資料2のほうにお戻りください。続きまして、ページが飛びますが、素案の63ページをご覧いただきたいと思っております。63ページの冒頭の説明文のところになります。この63ページから69ページまでは、「川西市の高齢者支援の主な課題」ということで、テーマごとにまとめさせていただいているページでございますけれども、少し説明を修正させていただきたいと考えております。

修正案のところですが、「ここでは、本市の高齢者を取り巻く状況や前計画の成果等を踏まえ、第8期計画において取り組むべき高齢者支援に関する課題について、分野ごとに整理しました。」ということで、説明文を修正させていただきたいと思っております。

続いて、同じページの4行目。タイトルの部分です。従来、「(1)介護予防と健幸づくりの推進」としておりました。同様に、これ以下のページも、これまでは前回の素案では、第7期計画の基本方針のタイトルでまとめておりましたけれども、第8期に向けた課題整理という部分でもございますので、第7期の基本方針ということではなく、大まかな分野として整理をするという考え方で、タイトルの修正をさせていただきたいと考えております。

ということで、従来の「介護予防と健幸づくりの推進」は、「介護予防と健康づくり」と改めたいと思っております。

同じページのもう1行下でございます。ここは誤謬修正でございます。「本市では70～74歳の層が多く、直近3～5年の間に75歳以上の後期高齢者の急激な増加が見込まれます。」としておりましたけれども、「直近」の部分「今後」と改めたいと思っております。



続きまして、同じページ23行目、大きな項目の3つ目のところですが、黒い三角印をつけている3つ目です。これもまとめ方の修正ということですが、従来は「国の政策・第7期介護保険事業計画の検証に基づく課題」というタイトルにしておりましたが、より適切な表記に修正をするという意味で、「制度改正や前計画の検証結果等に基づく課題」と改めたいと思います。以下のページも同様にさせていただきたいと思います。

最後に63ページの枠で囲んだ部分の1行目です。冒頭を「介護の原因として」と書いておりますけれども、より適切な記述に修正するため、「介護が必要となる原因として」と改めたいと思います。

資料2の2ページをお開きください。素案は64ページをご覧ください。こちらも項目建ての修正です。「地域包括ケアシステムの深化・推進」を「地域包括ケアシステム」と改めたいと思います。

同じく64ページの18行目です。6つ目の丸のところですが、「関係団体等意向調査では」と記載しているところでございますけれども、この部分につきましては、前回の本協議会におきまして、地区福祉委員会の活動にも触れるべきではないかというご意見を頂戴いたしましたことと、それから項目建ての整理ということで、「高齢者福祉の推進」のところに、地区福祉委員会の皆様の活動について記載しておりましたが、この計画の体系で申しますと、「高齢者福祉の推進」ではなくて、「地域包括ケアシステム」の中に、地域での活動の概要を記載しておりますので、こちらのほうに記述を移させていただくということで、現在の記述に加えて、「また」として、「福祉委員会、民生委員・児童委員などの活動団体やボランティアグループにおける担い手不足、担い手の高齢化が課題であるという意見が多く、担い手になるための動機づけなどの仕組みづくりについて検討していく必要があります。」という記述に改めたいと考えております。

それから同じ64ページの27行目。国の政策に基づく課題のところの1つ目です。「地域包括支援センターの機能強化の一環として、東谷地域包括支援センター出張所を開設しました。」と記載していますが、どちらかといえば成果という部分になりますので、この部分については、先ほど前計画の成果と課題のほうで記述をしましたので、ここからは削除したいと思います。

続いて素案の65ページの上から3行目をご覧ください。こちらは適切な記述への修正でございます。3行目「今後も」のところですが、「今後も地域包括支援センターの周知・機能強化、また他の相談支援機関との連携体制の強化に努めていく必要があります。」と記述しておりますけれども、これを「今後も地域包括支援センターの周知を図るとともに、複雑化・複合化した課題に対応するため、必要な体制強化や他の相談支援機関との連携の強化に努めていく必要があります。」とさせていただきたいと思います。

ここを修正した関連になりますが、その2行下「加えて」というところを、「また」と改めるなど、必要な記述の修正を行っております。

続きまして資料2の3ページ。素案では引き続き65ページでございます。9行目「また」以下です。ここにつきましても、地区福祉委員会の活動にも触れるべきではないかといった前回のご意見を踏まえまして、記述の修正を行っております。この「また」の部分「一方、住民主体の地域福祉活動については、担い手不足、担い手の高齢化が課題となっております。一方で、地域活動への企画・運営としての参加意向率は3割近くを占めています。地域活動における若手会員の増加や、担い手の確保に向けて、家族や友人・知人の活動への参加を促すなど、地域活動への参加を後押しする取り組みに努めていく必要があります。」と加えまして、接続詞を改めて加えるという形で、現在の記述につなげるといった形での修正をさせていただきたいと思っております。

続きまして66ページの修正は項目の修正だけです。「在宅医療・介護連携」と改めます。

67ページにつきましても、「認知症施策の推進」を「認知症施策」と改めたいと思います。

68ページでございます。こちらもタイトルを「高齢者福祉」と改めまして、18行目になりますが、先程、地域包括ケアシステムのほうに記述を移した地区福祉委員会の活動等の記述の部分削除いたします。また、

同じページの30行目「また、住民主体の地域福祉活動については」についても、先程、地域包括ケアシステムのほうに同趣旨の内容の記述を移しましたので、削除いたします。

続いて資料4ページをご覧ください。素案は69ページです。こちらタイトルも修正です。「介護保険事業の充実と持続可能な運営の確保」を「介護保険サービス」と改めたいと思います。

続きまして素案では70ページをお開きください。第3章「基本理念と基本目標」ということで、調整中となっていたところがございます。

こちらの素案を作成しましたので、別紙3をご覧ください。A3横向きで、右上に別紙3と書いておきまして、第3章「計画の基本的な考え方」と記載している資料でございます。そちらをご覧ください。

前回の本協議会におきまして、基本理念について調整中ということでご説明いたしておりました。調整が整いまして、基本理念を定めましたので、それも含めて説明いたします。

1番の「計画の基本理念」ですが、「全ての人、自らの希望に応じた住まいや暮らし方を選択し、最期まで自分らしく暮らし続けることができる地域を築くことは、本市のめざす都市像である、「何気ない日常に幸せを感じるまち」を実現する上で極めて重要と考えられます。また、社会構造や人々の暮らしの変化により、地域の多様な主体が世代や分野を超えて、つながり支えあう地域共生社会の実現が求められていることを踏まえ、本計画の基本理念を、次のとおり定めます」ということで、「全ての人、最期まで自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現」を、この川西市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の基本理念としたいと考えております。

この基本理念に基づきまして、5つの基本目標を柱に、各施策の展開を図るということで、5つの基本目標の説明を下に記載しております。また、右側のページでは、施策体系の図を記載しております。

資料2へお戻りください。素案では72ページでございます。基本目標1の説明文—リード文のところがございます。—他の基本目標についても同様の修正を行おうと思っておりますが、各種のアンケート調査の結果を踏まえた記述に改めさせていただくことによりまして、ニーズ調査などの結果を踏まえた計画となっているということ、分かりやすく表現したいと考えております。

この72ページのリード文の部分では、2行目「急速に増加していることが予想されます。」の後に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、加齢に伴い、運動器の機能・口腔機能・認知機能等で、機能低下のリスクが高くなることが示されています。特に後期高齢者は、フレイル状態に陥るリスクを抱えている可能性が高いと考えられることから、要介護状態になることを防止したり遅らせたりすることの取り組みとして、介護予防と健康づくりを推進することが重要です。」といった記述に改めたいと思っております。

続いて、素案の73ページ。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でございます。

こちらにつきましては、健康保険法等の改正内容や事業内容の説明が十分ではないのではないかといったご意見を、前回の本協議会で頂戴いたしておりましたので、そういったご意見を踏まえまして、記述の充実をさせていただいております。

具体的には、まず上の「現状と課題」のところ、今の素案の記述に加えて「そこで」ということで、従来、「施策の方向」に記述していた部分を取り込みまして、現状の説明としております。「そこで、令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）」が公布され、市町村が中心となり、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための枠組みが整備されました。具体的には、75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険制度の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、「国」、「後期高齢者医療広域連合」、「市町村」の役割等について定められるとともに、市町村において、高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定が整備されました。」という「現状と課題」にさせていただきます。

次に、資料2の6ページをご覧ください。引き続き、「施策の方向」で、修正案を読み上げさせていただきますけれども、「改正法に沿った、データに基づいた地域の健康課題の整理・分析を行い、効果的な介護予防の取り組みを行うとともに、健康状態等の課題を抱える高齢者を把握し、フレイル対策などの介護予防と生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施する枠組みを構築することにより、必要な医療や介護サービスに接続するなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行うことのできる体制づくりを進めていきます。」という形で修正をさせていただきたいと考えております。

続いて、素案では80ページでございます。「介護予防・生活支援サービス事業の推進」の中で、前回の本協議会におきまして、基準緩和型サービスについての説明が不十分だというご指摘を頂戴いたしました。この部分につきましては用語解説ということで、末尾に専門用語の解説のページを設ける予定にしておりますので、その中で説明のほうを記載させていただきたいと考えております。

続きまして81ページ、基本目標2のリード文でございます。こちらアンケート調査の結果を踏まえた記述に修正するというので、元の素案の2行目です。「独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加も予想されます。」の次に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、近居に家族や親せきのいない人が4割以上となっている一方で、家族以外の地域の人を頼ることに抵抗がある人は6割以上となっています。」という現状の記述を加えさせていただきます。

続いて少し飛びますが、95ページです。基本目標3のリード文です。こちらにつきましても、2行目「今後、高齢者の増加に伴い、認知症の人についても増加が予想されます」の後に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、介護認定を受けていない高齢者においても、4割近くの人が「認知機能低下リスクあり」に該当しており、潜在的にリスクを有する人がいることが示唆されています。また、在宅介護実態調査の結果では、主な介護者が不安を感じる介護で、「認知症状への対応」が高くなっています。このため、本計画では認知症施策推進大綱に基づき、・・・」といった形で文章を改めたいと思います。

続いて102ページ、基本目標4のリード文です。こちら、冒頭部分ですけれども、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、住民有志での健康づくり・趣味等の活動への参加経験がある人は少ないものの、参加者としての参加意向は5割以上となっています。高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、・・・」といった形で記述に改めたいと思います。

続いて、少し飛びまして125ページです。基本目標5のリード文です。こちらにつきましても、別紙4をご覧ください。A4、1枚ものでお配りしております。こちらのリード文、この3行部分を、この別紙4に差し替えをしたいと考えております。

その理由といたしましては、前回の協議会におきまして、施設整備の全体像が分かりにくいといったご意見を頂戴いたしておりましたので、その部分の説明を充実させるために、修正したいと考えております。

別紙4を少し読み上げさせていただきますと、「要支援・要介護認定者の将来的な増加を見据え、介護保険事業の充実と持続可能な運営の確保が課題となっています。一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、2割近くの人が介護保険制度の利用に抵抗があると感じていることが明らかとなっており、その理由としては、「制度自体がよくわからない」という回答が多くなっています。また、介護サービス事業所調査では、行政に求める支援として「介護保険制度の周知」が3割以上となっています。このため、引き続き、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、介護保険制度に対する理解促進や相談体制の充実を図るとともに、適正なサービスの実施に向けた取り組みを進めていきます。また、今後予想される在宅医療の利用者増加を踏まえ、下表のとおり、計画的な介護サービス基盤の整備を行ってまいります。」としまして、表の中で整備の実績と今後の予定を表記させていただいております。

具体的に言いますと、左側がサービス種別ということで、2つ目の列が、令和7年(2025年)までに必要な整備量ということで、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に必要となる特別養護老人ホームへの入所に換算した場合の整備量を人数で表しております、これが前回の第7期介護保険事業計画を策定した時点で、410人分が2025年までに必要と見込んでおりました。

これら全てを特別養護老人ホームへの整備でまかなうのではなく、できるだけ住み慣れた地域で、在宅で介護などの必要なサービスを受けながら暮らしていただくことができるような施設やサービスの整備を、この第7期・第8期・第9期の3期にわたって計画的に進めていくということで、取り組みを行っているところです。

第7期の期間中には、特別養護老人ホーム—これは地域密着型を含むということで、いわゆる小規模特養と言われているもの—地域密着型の介護老人福祉施設を29人分整備しました。また、特定施設入居者生活介護を100人分、看護小規模多機能型居宅介護を29人分、介護医療院を12人分ということで、合計して170人分の整備を第7期の期間中に行いました。

この410人から170人を引いた残りについて、第8期と第9期の2期にわたって、計画的に整備をしていこうということで、今回の第8期では—太枠で困っておりますけれども—小規模特養を29人分、定期巡回・随時対応型訪問介護看護30人分、特定施設入居者生活介護を50人分、看護小規模多機能型居宅介護を20人分、介護医療院10人分、合計148人分の整備を行うこととして、残り92人分については、第9期において、具体的にどのような施設やサービスを整備するかというのは、また9期の策定プロセスの中で検討してまいりますけれども、このように整備をすることによって、2025年までの必要な整備量を確保していこうということで、考えているところでございます。

以上が基本目標5のリード部分の修正内容でございます。

最後に資料2のほうにお戻りいただきまして、138ページでございます。調整中としておりました第6章の部分でございます。「計画の推進に向けて」ということで、別紙5として2ページ分の記述をお配りしておりますけれども、この部分を記載したいと考えております。

大きく1番として「各主体の役割」ということで、「市のほか、市民、地域の関係団体、介護保険サービス事業者を、高齢者支援を推進していく主体と位置づけ、それぞれが自らの役割を果たしながら、お互いに連携・協力し、一体となって本計画の推進に取り組んでいきます。」ということで、それぞれの役割を記述いたしております。

そして2番の「計画の進行管理」ということで、「本計画の推進にあたっては、毎年進捗状況を把握し、市民や有識者、保健・医療・福祉関係団体の代表者等で構成される川西市介護保険運営協議会に報告のうえ、総合的な見地から点検・評価を行います。」ということで、進捗状況につきまして、本協議会に毎年ご報告させていただきますので、その中で進行管理を行っていくという形で記載をしております。

以上、前回の本協議会でのご意見などを含めた計画素案の修正内容について、ご説明させていただきます。よろしくご協議くださいますよう、お願いいたします。

会長

ご説明、ありがとうございました。委員から、ご意見を承りますが、挙手いただきましたら、マイクをお持ちいただきますので、どういう観点からでもけっこうでございます。何かご質問とか、新たなご意見等があるようであれば伺います。

委員

7期の成果のところ、今回言っていたいただきまして、ありがとうございました。

この中で何点か。まず基本方針1の中で、施策としては1番目のところで、きんたくん健幸体操の会場数・参加者数を大幅に増やすことができたところがあるのですが、目標値とかがあれば、それに対してどの程度進ん

だか、少し見やすい形で表現していただいたほうがよいのではないかと思います。

もう一つ、下の「地域と連携した生活支援体制の整備」というところでも、地域に密着した第2層コーディネーターのところで、より地域に密着した課題の解決に向けて取り組みましたということですが、ちょっと漠然としております。もう少し内容的に、この小学校区にすることによって、地域課題が明確化されたとか、それによって、そういった第2層の協議体も、しっかりと体制整備ができたとか、そういったところの記載が弱いのかなというふうに感じたところです。

基本方針2以降については非常に明確に、これを開催して実際やっていたということが分かりやすく表現されているのですが、基本方針1については、やや漠然とした感じに感じたというところで、少し工夫はないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

まず1点目の「介護予防の推進」のところで、計画の目標値に対する達成度合いが分からないということでございます。第7期の計画では、会場数と参加者数について、一応目標値(見込値)ということで記載をしておりましたので、その部分について、実績値との対比ができるような形での記載を検討させていただきます。紙幅の制限もありますので、検討させていただきたいと思っております。

それから2点目の生活支援体制整備の部分で、ここの成果が少し抽象的だというご指摘でございますが、この部分につきましては、具体的な取り組みとしましては、第2層協議体のほうで、大きく全市的に解決すべき課題として4つの課題が抽出されてきていまして、人材の確保であるとか、拠点の整備であるとか、財源であるとか、移動支援といったような部分で課題の抽出をされてきておりますので、それを順番に第1層協議体で現在検討していただいているところでございます。

ですので、具体的にこういう課題が解決しましたというところまで至ってはいませんので、課題を集約して検討できる体制を作ったというのが、この7期の成果かと思っておりますので、このような書き方になっているところでございます。

委員

ありがとうございます。1点目は余地があるということなので、それに対してということで、もう少し分かりやすい工夫をお願いします。

2点目は、大きな4つの課題、全地域共通の課題というものを抽出できたということが1つの成果じゃないかなと思いますので、それを書いたらいいのではないかと思います。要は明確になったものを評価して、ここに挙げていくというのが次の計画にもつながる話でありますので、そういった形で、できるだけ分かりやすく、そして明確になったものを表現していただくというふうに作っていただくほうがいいと思いますので、そのあたりをご検討願えればと思います。よろしくをお願いします。

委員

今、修正を一通り全部ご説明いただいたのですが、生活支援コーディネーターの増員についてのことで申し上げます。9月の書面の協議会や前回に、私は意見を出させていただきましたし、他の委員からもご意見が出ていました。ページ数でいきますと、81ページから82ページの記載になります。

理由は書面の時も書きましたし、前回もつづさに申し上げたつもりなので、改めて言う気はございませんが、この中で、前回の意見で82ページのところで、「将来的に第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに1名ずつ配置することを目標として段階的な増員を図ります。」と、極めて曖昧な表現になっているというようなこともご指摘がありました。

今もお話がありましたけれども、81ページの「現状と課題」の下から5行目、「各地域では「福祉活動の担い手不足や高齢化」、「活動拠点や財源の確保」、「関係団体の連携強化の必要性」といった共通した課題

が生じています。2025年に向け、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みを構築するためには、これらの課題を解決していくことが必要であり、こうした取り組みを中心となって担う第1層及び第2層生活支援コーディネーターの役割がより一層重要になっています。」というように課題を分析されています。

「ここも2025年という表現を—あえて多分使ってらっしゃると思うのですが—今まで何回もこの協議会で申し上げましたように、地域の福祉活動というのは、本当にもう待ったなしの状況の中で運営しています。担い手不足であるとか、いろんな地域ごとの課題解決に向けて、していかなければならないというような状況にあって、今回の修正に出ていなかったの、あえて私から修正案を提案しますので、ご論議いただけたらなと思います。

具体的には、先程申し上げました82ページのところですけれども、「将来的に」ではなくて、この計画期間内に当然増員というか、配置をしていく必要があることから、「将来的に」を削除します。「必要であることから、第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに1名ずつ配置していきます。」と修正案を提案いたします。

さらに理由を申し上げるならば、前回に示していただいた素案の概要の中でも、基本目標2の中の主な項目の中にあえて挙げてあります「第2層生活支援コーディネーターの段階的な増員を図ります。」と1つの柱にもなっていますので、前回も申し上げたように、計画期間内での日常生活圏域ごとに配置をするというふうに修正をお願いしたいと思います。

あえて付け足すならば、前回も申し上げましたように、財政的にも国の交付金制度があるというふうに聞いています。負担が軽く済むということです。

それから阪神間各市の配置状況—これもよく市のほうはご承知かと思えますけれども—第2層が1名というのは、川西市だけでございます。そういった状況から提案しますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局

生活支援コーディネーターの増員につきましては、ご指摘の通り、記述の修正はしていないところでございますけれども、考え方につきましては、前回の本協議会でご説明をさせていただいた通りでございます。

日常生活圏域ごとに1名ずつ配置されることが望ましいというふうには考えておりますけれども、こういったコーディネーターだけではなくて、人的な配置を充実させなければならない部分というのは、他にもございます。前回の本協議会でもご指摘がございましたけれども、地域包括支援センターの人員配置につきましても、充実をさせていくということは当然求められているというふうに考えております。

そういった、その他の部分も総合的に考えていく必要がありますので、この計画期間内に圏域ごとに1名ずつ配置するということを明記するのは、極めて困難だというふうに考えております。

また増員の方向性ということも明らかにしておりますので、段階的に増員をすることによりまして、その増員した効果や、増員によって実現した成果について分析をいたしまして、その内容に応じた対応をしていきたいと考えております。

さらに、財源の部分のご指摘がございましたので、その部分についても、少し申し上げたいと思います。恐らくご指摘の背景には、地区担当職員—いわゆるコミュニティワーカー—と、この生活支援コーディネーターが今、現実的には社会福祉協議会において兼務で業務を実施されている実情にあると認識しております。これらの業務につきましては、非常に重なる部分が多いということは、私どももその通りだと考えておりますので、兼務で配置されるということは、一定合理的だと考えております。

ただ一方、やはり本質的には、このコミュニティワーカーの業務と生活支援コーディネーターの業務というのは、異なっております。この生活支援コーディネーターの財源につきましては、介護保険財源を活用し

て委託を行っているということでございますので、この介護保険制度における生活支援体制の整備を行うために介護保険財源を活用しているということでございますから、コミュニティワーカーの部分と生活支援コーディネーターの部分というのは、やはり業務的に峻別をする必要があると。その業務量に応じた配置が必要だというふうに私どもは考えておりますので、その部分も今後明確にしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

委員 説明がよく分かりません。配置できない理由を教えてくださいませんか。各市、みなやられている。川西市だけ計画ができない、将来的にはなんとか考えましょうというお答えですけれども、他市ができていて、川西市ができていない理由を教えてくださいませんか。

事務局 川西市だけが配置できていないというふうには認識しておりません。

委員 会長、すいません。ちょっと委員さんの意見も聞いていただきたいと思います。今、事務局と私個人のやりとりになっていますので、この委員さんの中でご協議いただきたいと思います。私の意見、修正案が、ダメだったらダメでけっこうです。協議会としての意見をまとめていただけたらと思います。

私が申し上げているのは、あくまでも地区福祉委員会と市役所福祉部と一緒に地域福祉活動を支えていこう、維持していこう、衰退してはダメだということで、生活支援コーディネーターのサポートが必要だということを、この場だけではなく何回も何回も申し上げてきました。そういった中で、今非常に消極的な回答しかいただけていない。本当に残念です。

ですから私と事務局との個人的なやりとりじゃなくして、運営協議会の委員さんの意見も聞きながら、協議会の結論を出してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

会長 今の件に関しまして、委員さんのほうで、何かご意見とかご提案とかございましたら、承りますが、どうでしょうか。熱心がゆえに、いろんな進んだご提案というか、ご審議があったわけですが。

委員 今、第2層生活支援コーディネーターの件のことが挙がっております。事務局からもご説明がありましたように、社会福祉協議会のほうでは、地域担当職員—コミュニティワーカー—と言いますけれども—が昭和50年ぐらいから小地域における福祉活動推進を支援させていただいております。

川西市では小学校区ごとに14地域に分かれておりまして、地区活動をされておるのですが、こういった地域づくり、まちづくりというのは、1年、2年、3年、4年ぐらいで成果が上がるものではないです。本当に地道な積み重ねで、まちが充実していくというのを、我々は福祉サイドからまちづくりの支援をさせていただいております。

今回、この介護保険の生活支援体制整備という事業ができて、国は高齢者だけという縦割りではなくて、地域には障害をお持ちの方、子ども、働いておられる方、いろんな方がいらっしゃるその全体のまちづくりを進めていかなければいけないという方向に向かい始めております。地域共生社会というのは変わってきていると思います。

そこに介護保険財源も注ぎ込めると、他の障害の財源も、子育ての財源も入れられますと、徐々に柔軟な対応に変わってはきております。

この「将来的に」、「目標として」、「段階的な」という表現が、取りようによってはなんとでも取れるような表現です。この3年間の第8期の計画中には難しいのかもしれませんが、ある程度もう少し、私は具体的なこ

とを示していただきたいというふうに思います。

だから、もし第8期で、どうしても財源的に無理と言うのであれば、「第9期ではこういうふうにします。」とか—多分、これは3カ年の計画なので、9期のことまでは触れられないでしょうが—書かれていても、結局は3年後、6年後には、そういうことが無くなっていってしまうような気がしてならないです。

だから、さきほど委員が言われたように、この文章のところどころには、こういったことは重要ですよというのは、ちゃんと認識をされた上で、それでこの増員配置することを目標としてということで、増やしていこうという意思もちゃんと現れておるので、それをどういうふうにしていきたいのかというのを、やはり計画ですから、私は入れていただきたいなというふうに希望します。

会長

いいご意見をいただきました。ご助言いただきました。しっかり承ります。ありがとうございます。他にご意見は。

委員

この生活支援コーディネーターという役割は非常に一層重要になってきますというところで、市のほうもそういう評価はされている。表現もされているというところでもあります。この重要性については分かっている。

ただ具体的な進行度合いが、少し見えないというご意見だと思います。その辺をどう最終的に今年度はどこまでいきたいとか、そういった表現があれば、よりこの意見は集まって、近くなってくるのかなというところはありますが、そこまでの表現がなかなか市のほうでも難しいようでもあります。この辺で、何か折衷案的なところが、何か表現があれば、一番いいのかなと感じています。

ただ、この第2層生活支援コーディネーターの方々がやはり地域の意見集約と共に、方向をしっかりと整理をしていただく重要なキーになっているのも確かであります。そういう意味で、地域にとっても非常に重要な方々なので、その辺を今後、市がどう進めていきたいのかというのが、少し「段階的に増員を図ります」だけだと、現場としてはなかなかそういう厳しさを感じておられるというところで、もう少し前向きなところが欲しいのだろうと思っています。

この辺が今、ちょっと本気でどこまで表現できるのかなというのが、難しいところだとは思いますが、この第1層の中で、中学校区単位ぐらいの中で集約をして進めていかれる。そういう意味では、それにできるだけ近づけていく。そういった努力、市の方向性みたいなものが、もう少し何か記載できるようなことがあるのか、これが限界なのか、その辺がちょっと今、大事なポイントになっているかと思いますが。市のほうは、どうでしょうか。これ以上、書けないものですかね。

事務局

すいません。いろいろご議論、ご意見をいただきまして、ありがとうございます。いただきましたご意見を踏まえて、記述については、この記述で適切かどうかというふうなことについては、改めて検討はさせていただきたいと思っております。

ただ市の事情を少し申し上げさせていただきたいところもございます。先程、説明もさせていただいたところでございますが、こちらに書いていますとおり、第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域に1名ずつ配置することについては、様々な方々からご意見も頂戴していますし、市としても非常に重要な事柄であるという認識のもとに、こういう記載をさせていただいているところです。

前回の計画をご覧いただきますとお分かりになりますが、数字的には、ほぼ増員がないような、横ばいの表をつけておったところです。

今回の部分で言うと、日常生活圏域に1名ずつというふうな具体的な目標を盛り込むような形で、それを目標として段階的に増員を図りますということですから、私どもといたしましては、かなり踏み込んだ形で記



載をしているという認識をしているところでございます。

ご承知の通りでございますけれども、生活保護の職員は法定数に達していないというような状況です。手話の通訳者についても、まだまだもっと増やして欲しいというような、様々なご意見があります。そういったいろいろな福祉課題に伝えていかなければなりませんし、それ以外の、福祉の分野以外のところでも、様々な施策を実施していかなければならないといった市の事情がございます。

そういった状況の中でも、こういう形で将来的な目標を具体的に示して、取り組みを進めていくという形で記載をさせていただいているところでございますので、その辺りにつきましても、私どもの意思というところを、少しご理解いただきたいと考えておるところでございます。

ただ様々な形でご意見をいただいているところではございますので、ここの部分の記載について、少し事務局のほうといたしましても、どこまで踏み込めることができるのか、さらに踏み込めることができるのかというようなことについては、検討させていただきたいと思っております。

委員

ありがとうございます。どこまで書いていただけるか、ちょっと事務局のほうで、よくご検討願えればと思います。

ただ地域包括ケアシステム、これに向けて、しっかりとやはり地域の整備をしていき、それを引っ張っていただくのが、この生活支援コーディネーターの方々でありますので、これをなくして地域がしっかりとそれを進めていくことというのは、なかなか難しいかという現実もありますので、その辺を踏まえていただいて、整理をしっかりといただく。これ以上、言うのは、ちょっと難しいですが、そこをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

会長

委員さんがたくさんいらっしゃいますので、それぞれのご意見があるのではないかと思います。色々な違った観点からのご発言があることはよく分かります。私もこの川西市以外の、他の市の委員も若い頃から、大阪府、大阪市、あるいは周辺都市にずいぶん関わっています。だいたい会議は、前もってシナリオ通りで進みまして、ほとんど意見も出ずに、「けっこうでございます。」と終わることが多いのですが、川西市に関わらせてもらってから、特に最近では、非常に皆さんが活発なご意見をおっしゃいますことについては、敬意を表したいです。

それでもできることもあれば、できないこともある。財政上の問題もあります。どうか委員さんの、本当に真剣なご議論を伺ってもらって、それを反映させるのが行政の役割でございますので、そこらへんは、行政にしっかりとお願いしたいということは強く思っております。ご意見も言い足りないこともあるでしょうが、また次回もでございます。違った観点からということがございますが、あくまでも市民サイドに立った、しかもできることをやろうということで、そこはご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

時間が一応1時間半となっていました。だんだん15時が近づいておりますので、まだご質問とかご意見があろうかと思いますが、議事を進行させてもらってよろしゅうございましょうか。

では、他にご質問がないということでございますので、それでは次は、次第の3「その他」でございますが、事務局からご報告をよろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。それでは今後の計画策定の予定について、ご説明をいたします。本日いただきましたご意見を反映した計画素案につきまして、市内部の意思決定手続や市議会への説明の後、広く市民の皆様のご意見を頂戴するパブリックコメントを実施いたします。

市議会へは12月22日の議員協議会でご説明する予定としており、その後、12月28日から2月1日まで

の間、パブリックコメントを実施いたします。また別途ご協議をお願いすることとしておりました計画の第5章にあたります介護保険サービス基盤の整備につきましては、来年1月に開催を予定しております本協議会でご協議いただきたいと思いますと考えております。

具体的には1月上旬から中旬に開催いたします協議会において、第8期計画期間における保険給付費の見込と保険料の考え方についてお示し、保険給付費の見込に基づき推計しました介護保険料について諮問させていただきます。

その後、1月下旬に開催する協議会で答申をいただきたいと思いますと考えております。

1月の開催日程につきましては、会長と調整の上、改めてお知らせをさせていただきたいと考えております。事務局からは、以上でございます。

会長 今、事務局から今後のことを含めてご説明がございました。次回においては1月ということでございます。その間、お正月などはさみませんが、また引き続き、ご協力願いたいと思います。どうしても言い残したということがございましたら、承っておきます。

委員 そうしましたら、今の説明でいきますと、最終的な素案というのか、案というのか分かりませんが、それはいつ我々の手に入るのでしょうか。先程、事務局も最終的には少し考えたいとおっしゃっていたので。その議会のほうに説明される案という状態になるのは、我々に届くのでしょうか。会議はあるのでしょうか。事務局はどういうふうにお考えなのでしょうか。

事務局 パブリックコメントに付する状態の計画案につきましては、取りまとめができ次第、パブリックコメントがスタートする時期と前後するかと思えますけれども、その時期に郵送等でお届けをさせていただきたいと考えております。

ただ、パブリックコメントに付する案というのは、先程事務局から説明をいたしましたけれども、第5章の部分は除かれた部分になります。最終的には、介護保険料につきましては、条例で定めるべき事項ということでございます。本来的には、この計画に書くべき内容ではございません。条例で保険料を規定することになっておりますので、そちらにつきましては3月の川西市議会(定例会)に介護保険条例の改正案として提出をさせていただくということになります。

条例が改正されて、介護保険料が決定した後に、計画書にその介護保険料の記載をして完成という形になります。完成した計画書の冊子につきましても、完成次第、恐らく新年度に入ってからになると思えますが、お届けをさせていただく予定としております。以上でございます。

委員 全体的なスケジュールは、それでいいのですが、議論していたのは1つだけ宿題というか、最終的な文案がどうなるかというのが分かりません。一度考えてみますと先程もおっしゃっていたので、それが修正された段階で、我々が見るのがいつなのかという、単純にそれだけの質問なのですが。

事務局 最終的には、この計画というのは市が決定するものでございますので、様々なご意見を頂戴して、こちらの介護保険運営協議会もそうですし、この後、議会のご意見や市民の皆さんのご意見をお聞きした上で、最終的には市が決定するという形になります。

その結果、どうなったかというのが分かるのは、先程申しました3月議会終了後という形になるかと思えます。

委員

ということは、我々はもう分からないということですか。最終的な案は、市が決定されるから分からないということですね。ちょっとよく意味が分かりません。運営協議会の役割としては、「この素案でいいです。」という役割なのか、ここに記載されていることに対して意見を出しっぱなしにするのが役割なのか、その辺りが分からないです。今ごろになって、こういうことを言うのは申し訳ないですが。

事務局

介護保険運営協議会は、この計画を決定する場ではございません。あくまでも計画を、このような形で策定をしていきたいという市の考え方をお示して、各分野の専門的な知見をお持ちの委員の皆様からの意見を頂戴して、その他、議会や一般市民の皆様のご意見をいただいた上で、最終的には市が決定するというところでございます。議会の議決事項でもございません。議決事項は、先程申しました通り、介護保険料だけです。計画そのものは市が決定する、市長が決定する、そういうものでございます。以上でございます。

委員

よく分かりました。そうであればなおさら、先程申し上げた意見、よろしくお願いします。どこまでさらに踏み込んで記述していただけるか、期待しています。よろしくお願いします。

会長

最後に市長に報告をいたしますけれども、私もそのうちの責任ある立場でございます。皆さん方のご意見に、最後に責任を持たなければならない立場であるということは、私も十分承知しているつもりでございます。今のところ、皆さんからのご意見を引っ張り出すのが中心でございますが、最後はまとめていくということでございます。

色々なご意見があると思いますが、1時間半前後と伺ってございましたので、年末も押し迫っておりますので、ぼちぼち閉会にしようと思っておりますが、ご異存はございますか。よろしゅうございましょうか。

本日もお世話になりました。本当に改めてお礼申し上げます。本日もありがとうございました。